

## 7月に保険料の決定通知を皆さんに送付します

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りです。  
原則は、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で、納付していただきます。

- ▶特別徴収…年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。
- ▶普通徴収…7月末から翌年2月末までの最大年8回、市役所や市内金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリまたは口座振替で納めていただきます。

納期限	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
	7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)	10/31(火)	11/30(木)	12/25(月)	1/31(水)	2/29(木)

## 普通徴収の方へ

### 納付は口座振替が便利です

納付書で保険料を納める方については、口座振替の手続きをすれば、納め忘れや納めに行く手間が省け、とても便利です。

口座振替を希望する方は、通帳と通帳印をお持ちになって金融機関の窓口でお手続きください。

## 令和4年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料 = 均等割額 + 所得割額

(総所得金額等 - 43万円 × 所得割率)  
※保険料の賦課限度額 66万円

### ◇均等割額と所得割率

均等割額	44,310円
所得割率	8.27%

均等割額・・・県内の加入者全員に等しく納めていただく金額

所得割額・・・加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。(軽減割合は右の表のとおり)

### ◎均等割額の軽減割合

世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合
[43万円 + (給与・年金所得者等の数 - 1) × 10万円] を超えない世帯	7割
[43万円 + (給与・年金所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数] を超えない世帯	5割
[43万円 + (給与・年金所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53万5千円 × 被保険者数] を超えない世帯	2割
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった、制度加入後2年以内の方	5割

## 福祉医療費受給者証更新のお知らせ

問 市民課国保年金係 ☎62-1118

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が令和5年7月31日の方は更新の対象となります。

- 対象者には7月末までに、8月1日から有効の受給者証を送ります。
- 8月以降に病院で受診される際は、有効期限を確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
- 令和4年中の所得が把握できない方(令和5年1月2日以降の転入者等)は、所得が把握できたら受給者証を発送します。該当する方には別途通知します。※未申告の方は申告を行う必要があります。

### 《次の場合は手続きが必要です》

- 加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更になった場合【必要なもの:保険証】
- 県外の医療機関で受診した場合(償還払いの手続き)【必要なもの:領収書、受給者証、保険証、通帳、印鑑等】
- ◇県外での受診の場合、福祉医療は適用されません。自己負担分は申請により後日払い戻します。
- ◇入院時の食事代、病衣代、個室差額代、診断書料金等は福祉医療の対象外となります。

## 後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

お問合せ ○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118 ○合川総合窓口センター ☎78-2112  
○森吉総合窓口センター ☎72-3115 ○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

### 後期高齢者医療制度とは

「75歳以上の後期高齢者」と「一定の障がいのある65歳から74歳の前期高齢者」を対象とした医療保険制度です。

### 令和5年度の健康保険証の更新について

令和5年8月1日から、後期高齢者医療制度の健康保険証が「緑色の健康保険証」に新しくなります。7月中にお届けしますので、8月1日以降は新しい健康保険証をお使いください。

今までの健康保険証(水色)  
【有効期限】令和5年7月31日まで

新しい健康保険証(緑色)  
【有効期限】令和5年8月1日～(1年間)

### ○現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和5年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を新しい健康保険証と一緒にお届けします。

## 医療費の自己負担額

所得に応じて、自己負担額の割合と上限が異なります

所得区分	対象となる方	自己負担	自己負担の月額上限		
			外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並所得者	現役Ⅲ	住民税の課税所得が690万円以上の方	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円> ※1	
	現役Ⅱ	住民税の課税所得が380万円以上の方		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円> ※1	
	現役Ⅰ	住民税の課税所得が145万円以上の方		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※1	
一般	一般Ⅱ	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が・世帯の被保険者が1人の場合は200万円以上の方・世帯の被保険者が2人以上いる場合320万円以上の方	2割	18,000円 ※2	57,600円 <44,400円> ※1
	一般Ⅰ	現役Ⅰ～Ⅲ、一般Ⅱおよび低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方	18,000円 ※3		
低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	世帯全員が住民税非課税の方	1割	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	世帯全員が非課税で▽必要経費等を差引くと所得が0円の方▽老齢福祉年金を受給している方			15,000円	

※1 <>内は、それぞれの所得区分における「外来+入院(世帯単位)」の上限を超える月が、直近の12か月以内に4回以上ある場合、4回目からの限度額となります。

※2 2割負担の方への配慮措置(令和7年9月まで)  
2割負担となった方について、1か月の窓口負担(外来分のみ)を「1割+3,000円」までに抑えます。限度額は {6,000円 + (総医療費 - 30,000円) × 10%} か18,000円のどちらか低い方です。(総医療費が30,000円未満の場合は、総医療費を30,000円とします。)